する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者　十五万四千五百円未満

(2)　［略］

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額　五千万円未満

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一・二　［略］

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者　十五万四千五百円未満

(2)　［同上］

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額　二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあっては、一千二百五十万円未満）

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二　［同上］

4　［略］

［項を削る。］

5　第二項第四号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

6　減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）に係る選考は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準及び方法により行うものとする。

一　法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第一号授業料等減免対象者」という。）　第二項第四号に掲げる方法により、法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者であると認められること。

二　法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第二号授業料等減免対象者」という。）　第二項第三号に掲げる方法により、法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者であると認められること。

7　確認大学等の設置者は、第一項及び第六項の選考を行うに当たっては、機構省令第二十三条の二の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う給付奨学生認定に係る選考の結果その他の機構の保有する情報（次条第三項において「機構選考結果等」という。）を活用して行うことができる。

4　［同上］

5　第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6　第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］